



## 地域医療国際支援センター研修制度内規

### (目 的)

第 1 条 国内外での中期から長期の研修を希望した当院職員が研修によって得られた、知識、経験、専門性を地域医療の場に還元し、病院がこの研修に対し支援することを目的とする。

### (対象者)

第 2 条 社会福祉法人北海道社会事業協会余市病院 全職員対象とする。但し、対象職員は最低 6 ヶ月以上の余市病院勤務を必要とする。

### (資格審査)

第 3 条 原則自薦とし、希望研修の 6 ヶ月前までに所定用紙記載のうえ、地域医療国際支援センターに提出、当該センターにて資格審査のうえ決定する。

### (研修期間)

第 4 条 研修期間は原則として、中期プログラム(1 ヶ月以上 6 ヶ月未満)、6 ヶ月以上 2 年未満(長期プログラム)の期間とする。

### (研修費用等)

第 5 条 研修費用として月 80,000 円を支給する。それ以外の研修に係る費用については自己負担とする。

### (研修期間中の身分保障)

第 6 条 研修中の身分保障項目は下記のとおりとする。

- 1 中期及び長期プログラムの研修者はこの期間において無給とする。
- 2 中期プログラム研修者は在職扱い(健康保険、厚生年金、雇用保険は病院負担とする。)
- 3 長期プログラム研修者 休職扱い(健康保険等は各自負担)

(研修後の復帰義務と活動報告)

第7条 研修終了後は原則として速やかに職場復帰するものとし、勤務義務期間は研修期間に2を乗じた期間とする。

また、研修終了後、1ヶ月以内に活動報告書を病院に提出するものとし、同時に院内での研修発表を行うものとする。但し、1年以上の研修については、研修開始から1年経過した時点で活動経過報告書を提出するものとする。活動報告書等の様式は問わないものとする。

(研修費用の免除)

第8条 研修に係る費用は、復帰義務期間を修了した場合に免除する。

(費用の返還)

第9条 研修終了後の退職について、病院が要した研修費用を研修終了後の勤務日数に応じて以下の通り返還するものとする。

①3ヶ月以上6ヶ月未満は全額

②6ヶ月以上4年未満は1/2

(2) 研修中に中止や中断等により目的を果たせなくなった場合、支払われた研修費用は全額返還するものとする。返還方法については、別途相談に応じる。

(研修期間中の就業)

第10条 経済的な観点から研修期間中の就業(臨時)について下記のとおりとする。

1 当院勤務・・・ 中期・長期プログラム研修者共通で可とする。この場合の当直料は1回10,000円(税込)とする。

2 他病院での就業は原則禁止とする。但し、院及びセンターが認めるものはその限りでない。